

Ⅱ 幼児期における特別支援教育

1 幼児期における特別支援教育の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があることが示された。

障害のある子供に対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義がある。

乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携の下に早急に確立することが必要であり、児童発達支援センター等の障害児通所施設等の資源の積極的・効果的な活用により、高い教育効果が期待できる。

2 幼稚園・幼保連携型認定こども園等における早期からの取組のポイント

幼児期における特別支援教育の充実を図ることは、喫緊の課題であり、以下のポイントに留意して、支援体制づくりを進めていく必要がある。

(1) 一貫した支援

障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することが必要である。

このため、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供一人一人の精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められる。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別的教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

個別的教育支援計画の作成・活用により、以下の効果が期待でき、その取組を強力に推進していくことは、特別支援教育の理念の実現に繋がる。

- ① 教育的ニーズの整理
- ② 支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討
- ③ 関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成
- ④ 家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
- ⑤ 教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援

これにより、これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの教育相談・支援や就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきである。

(2) 移行期の教育支援に求められること

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期（以下「移行期」という。）の教育支援に特に留意する必要がある。それは医療機関等で障害が発見されてから教育、福祉、保健等の関係機関に引き継がれる時期、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期などの移行期において、個別的教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要である。

移行期の教育支援とは、教育支援の対象となる子供に対し、必要な支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて見直すことにより、より良い教育支援を求めることができるようにすることである。また、教育支援の対象となる子供やその保護者が、必要な教育支援への見通しをもてるようにすることにより、不安を解消することができる。合わせて、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子供の自立を促すことにつながるものである。

いくつかの移行期の中でも、就学移行期における教育支援の在り方は特に重要である。理由としては、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があること

などが挙げられる。

(3) 特別支援教育を行うための体制整備

特別支援教育の推進のためには、園長のリーダーシップの下、全園的な支援体制を確立し、組織的に子供一人一人の実態を把握し、ニーズに応じた適切な指導及び支援対策を探ることが求められる。

① 園内委員会

各園において、発達障害を含む障害のある子供一人一人の実態と教育的ニーズを把握し、より適切な支援方策等の検討を行う。

② 特別支援教育コーディネーター

各園における特別支援教育の推進役として園内委員会・研修の企画・運営、関係者や関係諸機関との連携調整、保護者の相談窓口等の様々な役割を担う。

③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、乳幼児期から学校卒業まで生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携、協力し、一貫した的確な教育支援を行う計画である。「個別の指導計画」は幼稚園・幼保連携型認定こども園等の教育課程において、子供一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を具体的に表した計画である。一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導・支援を行うためには「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が必要不可欠である。

また、本人・保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定された「合理的配慮」の内容を明記し、障害のある子供が十分な教育を受けられるようにしていくことが望まれる。

④ 地域支援ネットワーク

「特別支援教育連携協議会」や「特別支援教育専門家チーム」を設置し、幼稚園・幼保連携型認定こども園等への支援体制の整備、特別支援教育の推進に努めている市町村も多い。また、特別支援学校が推進役となり、地域における支援体制を整えている。

⑤ 各領域のねらい

心身の健康に関する領域「健康領域」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境と関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」の各領域のねらいは、幼稚園における生活全体を通じ、子供が様々な体験を積み重ねる中で相互に関心をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、子供が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

(4) 子供・保護者への適切な支援

支援が必要な状態が明らかになっている場合、特に保護者の障害認識や受け止め方を確かめながら、保護者と協力して適切な支援を進めていくことが求められる。そのため、特別支援教育コーディネーターだけではなく、職員間での連携を密にする必要がある。また、子供に適切な支援を行うために外部専門家を活用する方法も考えられる。子供や保護者の障害に対する偏見や認識の相違によって、登園しぶりやいじめ等、問題を拡大させる可能性もあるため、当該子供の周囲の子供や保護者の意識啓発を図ることも重要である。例えば、外部専門家や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援アドバイザー等を活用して、子供に対しての障害を知る取組を実施したり、保護者会と連携した研修会等を開催したりしながら、障害に対する正しい理解を図り、職員及び保護者の意識を高めていくように心がけることが重要である。

(5) 特別支援学校のセンター的機能の活用及び関係機関との連携

関係機関との連携を円滑に進めていくためには、自園にどのような特別支援教育のニーズがあるかを把握しておく必要がある。また、特別支援学校を含む関係機関と相談しやすい関係を保つためには、特別支援教育コーディネーター同士が日頃から「顔の見える関係づくり」を心がけることが大切である。例えば、地域にある幼稚園・幼保連携型認定こども園等の特別支援教育コーディネーターと定期的に話し合いの場を設けて情報交換を行い、お互いの園の状況や立場を理解することは、良好な関係構築につながっていく。また必要に応じて、地域にある他の福祉機関等の機関と連携して連絡会を行い、より適切な支援ができるような組織づくりを整えていくことが求められる。

なお、県内の相談窓口として、県総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、市町村の教育相談センター、児童相談所、発達障害者支援センター、生活支援センター等が設置されている。また、各市町村福祉部との連携も必要となってくる。

(6) 小学校との連携

幼稚園・幼保連携型認定こども園等においても特別支援教育への理解が進み、特別な支援が必要な子供への支援体制が整備されてくるにつれ、小学校との連携や情報の引き継ぎの重要性・有効性も増してきている。個別の教育支援計画や個別の指導計画をはじめ、市町村作成の支援ファイル等から具体的な方法や留意点が就学先の小学校等へ十分に情報提供や引き継ぎがされることで、一貫性のある支援が早い段階から可能となる。

そのため幼稚園・幼保連携型認定こども園等においては、小学校及びその児童、保護者に対して、自園の取組に加え、配慮や支援について積極的に情報を提供し、子供の入学後も小学校と連携し、小学校での必要かつ適切な支援に繋げていくことが望まれる。

3 県教育委員会の取組状況

本県では、幼稚園・幼保連携型認定こども園等における特別支援教育を推進するため、計画的な特別支援教育の理解啓発の推進と職員の専門性の向上に向けて取り組んでいる。

(1) インクルーシブ教育システム研修会（平成26年度～28年度）

平成26年度から平成28年度にかけて、インクルーシブ教育システムや障害者差別解消法、合理的配慮や基礎的環境整備などについての理解促進、さらなる特別支援教育の推進のため、インクルーシブ教育システム研修会を開催した。

平成26年度は、県内全ての公立学校の副校長（園）長、教頭を対象に研修会を実施するとともに、この研修会の内容を各校（園）で職員への伝達研修を行うこととし、全ての教職員の理解啓発を図った。

平成27年度は、市町村教育委員会の管理及び指導の担当職員を対象に、平成28年度は、全ての公立学校の校長（園）長を対象にして、管理職のリーダーシップ、特別支援教育推進のための学校体制づくりなど、管理職の役割の重要性について話をし、特別支援教育が推進されるよう意識向上を図った。

(2) 各種リーフレットやガイドブックの発行等による全職員に対する特別支援教育の周知

- ・平成26年3月 「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のある子どもへの支援Q&A」
- ・平成27年3月 「保護者向け早期支援Q&A～就学に関する情報～」
- ・平成28年3月 「保護者向け早期支援Q&A②～家庭での子育てに関する情報」
早期相談支援リーフレット「お子さんのこといっしょに考えてみませんか？」

(3) 幼稚園・幼保連携型認定こども園 特別支援教育コーディネーター研修会(平成29年から毎年実施)

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と全職員への理解啓発の推進を目的として実施した。各園の特別支援教育の推進役の育成を目的とし、今後も引き続き特別支援教育コーディネーターの研修を継続していく。

(4) 外部専門家等の派遣

各教育事務所に配置した特別支援アドバイザーを要請に応じて派遣している。また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、発達障害を含む障害のある園児への指導、支援の充実を図っている。

4 実践事例の紹介

「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された障害者基本法の趣旨を踏まえ、共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）においては、「市町村教育委員会は、域内の学校と幼稚園、保育所等との連携を図るとともに、医療や福祉等の関係部局と十分に連携し、例えば乳幼児検診の結果を必要に応じて共有するなど、必要な教育相談・支援体制を構築することが必要である。」とされている。

また、平成25年9月の学校教育法施行令の改正において、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としていた従前の規定が改められ、個々の幼児児童生徒について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどが規定されるとともに、文部科学省において、就学手続きの概要、障害の実態把握の方法、教育的対応などを内容とした「教育支援資料」を公表した。

これまで、本県では、障害のある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、文部科学省の委託事業を受託するなど、早期からの教育相談・支援体制を構築する取組について実践研究を行い、その成果を普及する取組を進めてきた。以下、早期からの教育相談・支援体制構築に向けて取り組んだいくつかの市の実践を紹介する。

(1) 南房総市事業概要(平成24～26年度)

① 相談活動のなめらかな接続

「子ども教育課」の新設による子育て・教育の一元化に引き続き、課内業務分担を「学校教育係」と「幼児教育係」から、「教育係」と「支援係」に再編し、「支援係」内での乳幼児期から学齢期にかけての相談活動のなめらかな接続を目指した。

② 教育相談と教育支援相談員の増員について

保護者の願いを聞き、対象児を中心とした支援体制をコーディネートする教育支援相談員を1名増やした。乳幼児健診時（1歳6ヶ月児・3歳児）、就学時健診時、子育て支援センター、教育委員会相談室にて保護者相談を実施した。保護者の様々なニーズに応えるため、相談員とし

て、教育支援相談員、就学支援コーディネーターに加え、保健師、保育士、家庭児童相談員、指導主事等へ幅を広げ対応した。

③ 専門性の向上等について

教育支援相談員又は就学支援コーディネーターが、公立保育所・私立保育園・公立幼稚園・公立学校に対し、巡回相談に出向き、管理職参加の下、支援会議を設定し、具体的な支援方法について研修を実施した。また、市独自の研修では、研修の対象を特別支援教育担当者だけでなく、低学年通常学級担任にも広げ、「早期からの読み学習支援研修会MIM」を実施した。また、全幼稚園の家庭教育学級にて、保護者の障害理解を促がしたり、受け止めを和らげたりできるよう、発達過程を意識した「親子体操」の実施と特別支援教育の視点からの「子育てについての講話」を行った。

④ 子どもサポート手帳の更なる活用について

「南房総市子どもサポート手帳」の活用に向けて、特別支援教育コーディネーター会議、保育所長及び園主任会議にて研修を行った。

(2) 柏市事業の概要(平成27年度)

① 早期からの教育相談体制の拡大

- ア 就学相談は年長児の1年間だけであるが、それ以前から相談できるよう早期からの教育相談体制の拡大を図った。
- イ 幼児教育相談の窓口相談員を配置し、教育相談から就学相談につながるようにした。
- ウ 幼稚園・保育園・認定こども園へ相談員が訪問し、保護者や園の職員が相談できる「お出かけサポート」という相談システムを開始した。
- エ 小学校入学に関して、様々な不安のある保護者を対象に、情報提供として、就学ガイダンスを開催し、講演やパンフレット等の配付を行った。

② 支援体制の構築

親支援事業として、中京大学教授 辻井正次氏の協力のもと、「ペアレントプログラム」を開催した。乳幼児に関わる関係各所（地域健康づくり課・子ども福祉課・子育て支援課・児童センター・幼稚園・保育園・小学校等）が共同で研修を行った。

③ 成果

- ア 教育相談のパンフレットを配付し、周知を図ったため、以前より幼児教育に関する相談が増えた。
- イ 昨年度までは、就学相談の希望者が多く、初回面談の予約が2、3か月先という状態があったが、就学先に関する相談以外は教育相談で対応できるようになったため、待機状態が解消された。
- ウ 教育相談から専門家に相談しやすくなり、そこから就学相談につながるケースも出てきた。
- エ 小学校入学にあたって、子供の発達や行動に不安のある保護者に、教育相談を通して、学校へつないでいくシステムができた。それにより、幼児期から学齢期にかけて、切れ目のない支援体制が構築された。
- オ 「お出かけサポート」は、園や保護者のニーズに合わせ訪問や相談が可能 became ため、今まで相談のなかった保護者を専門的な視点を持った臨床心理士等につなげることができた。併せて、園でのケースカンファレンスが可能となり、幼稚園・保育園・認定こども園との連携が深まった。

(3) 市原市事業の概要(平成27年度)

① 就学支援コーディネーターの配置

- ア 就学についての相談を希望する保護者に早期につながることができ、正確な情報を提供することができた。
- イ 集団活動を経験していない幼児や家庭の事情で相談機関につながるできなかった保護者の情報を早期に得ることができ、円滑且つ適切な支援をすることができた。
- ウ 教育支援委員会の審議において、保護者の意見と審議結果の食い違いが平成26年度に比べ大きく減少しており、きめ細かな就学支援を進められるようになってきた。

② いちはら相談支援ファイル「スクラム」「サポート」・リーフレット「市原の特別支援教育」の配付と活用

- ア 「スクラム」及び「市原の特別支援教育」を三歳児健康診査・小学校就学時健康診断・中学校入学説明会で全家庭に約7,000部配付した。
- イ 市教育センターで実施している発達検査を希望する場合や市教育支援委員会の審議に諮る場合の必要資料としたことによって、支援の方向性を見極めるのに役立った。
- ウ 「サポート」を個別的教育支援計画・個別の指導計画として活用したことで、保護者との合意形成及び適切な合理的配慮の推進を図ることができた。また、支援の引き継ぎが円滑に行われ、適切な支援が継続して行えるようになってきた。

③ インクルーシブ教育システムに係る教職員の指導力の向上

- ア 特別支援教育に関する最新の研究や事例検討等を取り入れた研修を行った。それによって、アセスメント及び支援方法に関する知識・技

能の向上を図ることができた。

<引用・参考文献>

- 1) 「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のある子どもたちへの支援Q&A」(千葉県教育委員会) 平成26年3月
- 2) 「保護者向け早期相談支援Q&A～就学に関する方法」(千葉県教育委員会) 平成27年3月
- 3) 「保護者向け早期相談支援Q&A②～家庭での子育てに関する情報～」(千葉県教育委員会) 平成28年3月
- 4) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(文部科学省) 令和3年6月
- 5) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 (千葉県教育委員会) 令和4年3月